

京都市告示第 506 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館の臨時開館について、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 27 年 12 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する区分及び日時

開館区分	開館日	開館時間
第 3 展示場及び その付随施設	平成 28 年 1 月 3 日 (日)	午前 7 時から 午後 10 時まで
常設展示場	平成 28 年 1 月 3 日 (日)	午前 9 時から 午後 5 時まで
駐車場	平成 27 年 12 月 29 日 (火) から 平成 28 年 1 月 3 日 (日) まで	午前 7 時から 午後 10 時 30 分まで

(産業観光局産業戦略部産業総務課)